

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多可町長

市町村名 (市町村コード)	兵庫県多可郡多可町 (283657)	
地域名 (地域内農業集落名)	八千代区 (大和 柳山寺集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月17日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、比較的ほ場整備された農地が広がるが、周囲を山に囲まれた谷あい広がる農地が多く畦畔管理や獣害被害などの課題がある。農業者は50歳以下が9名いるものの平均年齢が69歳と高齢化が進行している。集落内の認定農業者や集落外からの認定農業者(1名、1企業)が区域内の約4割の農地を耕作しているが、充分耕作が可能な農地でありながら、おおよそ5haの農地が自己保全管理田で、今後も増加することが予想され遊休農地化が懸念される。持続的な農地利用を図るためには、認定農業者や中核的農業者を中心に、耕作を推進するとともに、地域住民全体で農道や水路の管理に参画するなどして地域農業を維持することが重要である。

#### 【地域の基礎的データ】

- ・農家軒数 59軒 認定農業者1人、中核的農家1名
- ・主な作物 水稲(うるち・酒造好適米・加工用米・飼料用米)、にんにく、黒大豆、サトイモ、一般作物

### (2) 地域における農業の将来の在り方

水稲を中心に作付をし、農地の活用を図っていく。あわせて地域農業の推進のため、現況自己保全管理田での作物の作付けが理想であるが、農業経営の殆どが高齢者であったり、第二種兼業であることから、スマート農業の導入や省力化が必要である。地域固有の特産物であるサトイモの出荷振興を図る必要があるが、作付が小規模であることから、市場出荷は困難であり、道の駅や集客施設での販売を推進する。

また、地域住民の連帯感の醸成と地域環境の維持のため、多面的機能支払交付金事業で農道や水路の共同管理作業を引き続き進めるとともに、中山間地特有の広い畦・法面の管理作業に多大の労力を要するため、今後除草作業の機械化を進め省力化を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体に対して農地の集約を進める。なお、農地の出し手については、面的な集約に協力する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手への農地集約化を行うために、積極的に農地を機構に貸し付けていく。 また、農地の貸借にかかるトラブル回避のためにも農地中間管理機構を積極的に活用を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の殆どが基盤整備事業は完了しているが、整備後数十年が経過しており、水路を中心に多面的機能支払交付金を活用した修繕を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、町及び農協と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
水稻については、多くの農業者がラジコンヘリやドローンによる病害虫防除作業を農協に委託しており、今後も積極的に推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①集落全体の山際に獣害防止策を設置しているが、道路や谷川で設置できないところからのシカ・イノシシの侵入がある。また、倒木や土砂の堆積などによる傷みも多く、修繕作業を進めるため、定期的に巡回管理を行い、適宜修繕を行う。
- ③農業経営の殆どが高齢者であったり、第二種兼業であることから、中山間地域特有の広い法面の除草作業の機械化など、スマート農業機械を導入し省力化を図る。
- ⑦充分耕作が可能な農地でありながら、自己保全管理水田が増加し、今後、遊休農地化が懸念されることから、保全作業のあっせんや相談を行う。